

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

NO.150

〔共通〕問1 消防法第11条第1項に基づき、製造所、貯蔵所

又は取扱所を設置し、又は変更しようとする者が受けける許可について、許可を与える行政庁が都道府県知事である場合は次のうちどれか選びなさい。なお、各選択肢において「消防本部等所在市町村」とは「消防本部及び消防署を置く市町村」を、「移送取扱所」とは「配管によって危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの」をいう。

- (1) 一の消防本部等所在市町村の区域のみに移送取扱所を設置しようとする場合
- (2) 消防本部等所在市町村の区域にある屋内貯蔵所を変更しようとする場合
- (3) 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に製造所を設置しようとする場合
- (4) 2以上の都道府県の区域にわたって移送取扱所を設置しようとする場合

〔消防設備〕問1 消防法施行規則第31条の4に基づく消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の認定に関する次の記述のうち、消防法令上正しいものを選びなさい。

- (1) 認定を行うことができる者は、消防庁長官が消防法施行規則の規定により登録した法人である。
- (2) 認定の範囲は、消防庁長官が指定した消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に限られる。
- (3) 認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具でなければ、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならない。
- (4) 消防庁長官は、認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の製造又は輸入を業とする者から申請があったときは、当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等に設備等技術基準の全部又は一部に適合している旨の表示を付さなければならない。

〔消防設備〕問2 消防法施行令別表第一に掲げる建築物で、地階を除く階数が11階以上のものに設置する連結送水管の技術上の基準について、消防法令上誤っているものを選びなさい。ただし、当該建築物は、非常用エレベーターが設置されており、消火活動上必要な放水用器具を容易に搬送することができるものとして消防長又は消防署長が認める建築物には該当しないものとする。

- (1) 当該建築物の11階以上の部分に設ける放水口は、双口形としなければならない。
- (2) 高さ70mを超える建築物にあっては、連結送水管を湿式とし、非常電源を附置した加圧送水装置を基準に従い設置しな

ければならない。

- (3) 長さ20mのホース4本以上及び筒先2本以上の放水用器具を格納した箱を、一の直通階段について階数3以内ごとに一つの放水口から歩行距離5m以内で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けなければならない。
- (4) 放水用器具を格納した箱には、見やすい箇所に赤色の表示灯を設けなければならない。

〔防火査察〕問1 消防法(以下「法」という。)第4条に基づく立入検査等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法令上は立入検査の時間的制限はなく、飲食店の営業時間外である夜間に、偶然改装工事などを覚知した際には、立入検査を実施することができる。
- (2) 立入検査権は、罰則によってその実効性が担保されているが、相手方が拒否等した場合に、その抵抗を排除してまで行使することはできない。
- (3) 効率的な立入検査を実施するため、消防用設備等の点検結果が良好と認められる場合は、当該点検部分の検査項目について、防火対象物の状況に応じて省略することができる。
- (4) 避難として使用することが可能な自主的に設置された避難階段上に避難障害となるような物品が置かれていることを現認したが、自主的に設置したものであるので、法第8条の2の4の規定に基づく違反としては扱わないとした。

〔防火査察〕問2 消防法(以下「法」という。)の違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 実況見分とは、違反事実の確認及び証拠保全のため、違反現場に出向し、直接、違反の状態や物の存在を現認し、調査することをいい、実況見分の経過や確認した結果を文書として記載したものが、実況見分調書である。
- (2) 都市計画等により、違反建物の取り壊し、移転等の工事が具体化している場合で、違反の程度と比較衡量して、違反処理を留保することが妥当と判断した時は、その時点では、違反処理を留保する場合もある。
- (3) 警告は、行政指導としての事実行為であるから、警告の主体には限定がないが、行政上の実効を期する意味から、命令の主体である消防署長等が行うのが適当である。
- (4) 教示義務が課せられているにもかかわらず、教示をせずに命令を発動した場合や、実際より長期の出訴期間を教示するなど誤った教示をして命令を発動した場合は、命令の形式的要件が満たされていないので、当然に命令は取り消される。

〔危険物〕問1 運搬容器(液体用のもの)の内装容器と外装

以上が正解。

問2 答 (2)

解説 改訂第5版救急隊員標準テキストP.105、表3-3-8に記載のとおり。

問3 答 (4)

解説 正しくは、体温が感ぜられず、冷感が認められる
こと(救急活動時における適正な観察の実施について
(平成30年6月4日付け消防救第109号消防庁救急企画
室長通知))。

〔無線工学〕

問1 答 (4)

〔国民保護〕

問1 答 (2)

解説 市町村長の任命する市町村協議会の委員は、当該
市町村の属する都道府県の副知事ではなく当該市町村
の属する都道府県の職員。

〔警防〕

問1 答 (4)

解説 防火造建物火災において火源の確認は、壁体の最
も温度が高い箇所の上部を破壊して確認する。最も温
度が高い箇所をいきなり破壊した場合は、火炎にあお
られる危険がある。

消防司令問題

〔消防法〕

問1 答 (5)

解説 (1) 許可であるため、誤り。
(2) 承認であるため、誤り。
(3) 認可であるため、誤り。
(4) 届出であるため、誤り。
(5) 正しい。

〔人事管理〕

問1 答 (3)

解説 (1) 人事委員会又は公平委員会に対してであるた
め、誤り。
(2) 期間を経過してはできないため、誤り。
(3) 正しい。
(4) 口頭審理は、職員からの請求があった場合で
あるため、誤り。
(5) 人事委員会等の規則で定めるため、誤り。

〔地方自治制度〕

問1 答 (2)

解説 (1) 会計管理者であるため、誤り。

(2) 正しい。

- (3) 歳入歳出予算のみ義務であるため、誤り。
- (4) 3か月であるため、誤り。
- (5) 長が公表するため、誤り。

〔救急〕

問1 答 (2)

解説 正しくは、死者及び負傷者の合計が15人以上の救
急事故が該当となる。

火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第
267号消防庁長官)、第2即報基準、2 救急・救助事
故即報に記載のとおり。

問2 答 (3)

解説 改訂第5版救急隊員標準テキストP.104、表3-
3-7に記載のとおり。

問3 答 (3)

解説 「令和元年版 消防白書」参照。

- ア 誤: 初めて600万件を超えた → 正: 初めて
500万件を超えた
- イ 誤: その他が44万1,582人(7.4%) → 正: 交
通事故が44万1,582人(7.4%)
- ウ 正
- エ 誤: 応急手当の実施率は30.7% → 応急手当
の実施率は50.7%
- オ 正

〔警防〕

問1 答 (5)

解説 災害活動終了後のガス、電路の復旧は、必ずガス
及び電気事業者に実施させる。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (3)

解説 消防法第11条第1項において、製造所、貯蔵所又は
取扱所を設置し、又は変更しようとする者は、政令で定
めるところにより、製造所等の区分に応じて、市町村
長、都道府県知事又は総務大臣の許可を受けなければな
らないとされている。

- (1) 消防法第11条第1項第3号。一の消防本部等所在市町
村の区域のみに移送取扱所を設置しようとする場合、許
可を与える行政庁は、市町村長とされている。移送取扱
所については、その性質上複数の地方公共団体にまたが
って設置されることがあり得るうえ、当該移送取扱所の
権限に属さない土地に直接隣接して設置される場合が多
く、通常の危険物施設とは相当趣を異にしている。この
ため、昭和49年の消防法の改正により、移送取扱所の特

性に対応した許可手続きに関する規定が整備され、一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所にあっては当該市町村長、一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所以外の移送取扱所にあっては当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事（2以上の都道府県の区域にわたって設置されるものについては、総務大臣）とされた（消防法逐条解説P.284参照）。

- (2) 消防法11条第1項第1号。消防本部等所在市町村の区域にある移送取扱所以外の製造所等を変更しようとする場合、許可を与える行政庁は、市町村長とされている。なお、消防法第11条第1項の柱書きに記載されているとおり、設置時と変更時において許可を与える行政庁に違いはない。
- (3) 消防法11条第1項第2号。消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に移送取扱所以外の製造所等を設置しようとする場合、許可を与える行政庁は、都道府県知事とされている。
- (4) 消防法11条第1項第4号。2以上の都道府県の区域にわたって移送取扱所を設置しようとする場合、許可を与える行政庁は、総務大臣とされている。

〔消防設備〕

問1 答 (1)

解説 一定規模以上の防火対象物に消防用設備等を設置した者は、消防法第17条の3の2に基づき、当該消防用設備等が設備等技術基準に適合していることについて消防長等による設置時の検査を受ける必要があるが、設置者の確認の事務負担の軽減と消防機関の設置時検査の簡略化に資するよう、平成12年の消防法施行規則の一部改正により、登録認定機関（平成12年の制定当時は指定認定機関）も消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等の全部又は一部への適合性を確認すること（認定）が可能とされた（「消防法施行規則の一部を改正する省令について」（平成12年12月22日付け消防予第288号）参照）。

- (1) 消防法施行規則第31条の4第1項。認定は、消防庁長官が消防法施行規則第31条の5の規定により登録した法人（登録認定機関）が行うことができるとされている。
- (2) 消防法施行規則第31条の4第1項。認定の範囲は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具であり、消防庁長官が指定されたものに限られていない。なお、消防法施行規則第31条の5第2項において、登録認定機関が満たすべき要件として、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合していることを検査するために必要な機械器具その他の設備を用いて認定の業務を行うものであること等が定められており、さらに、同条第3項の規定に基づき登録認定機関は認定の業務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、認定の記録を5年間保存することが求められている。これに対して、消防法第21条の2に基づく検定

及び同法第21条の16の2に基づく自主表示については、それぞれ「検定対象機械器具等」と「自主表示対象機械器具等」として、消防法施行令第37条及び同令第41条においてその範囲が規定されている。

- (3) 消防法施行規則第31条の3第3項。認定の効果は、消防長等による設置時の検査において、認定を受け、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が設備等技術基準の全部又は一部に適合している旨の表示（以下「認定表示」という。）が付されている消防用設備等又はこれらの部分である機械器具については、当該認定に係る設備等技術基準に適合するものとみなされることであり、認定表示が付されているものに限り使用できるとされているわけではない。これに対して、「検定対象機械器具等」及び「自主表示対象機械器具等」については、消防法第21条の9第1項及び同法第21条の16の3第1項の規定による表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、当該機械器具のうち消防の用に供する機械器具又は設備は、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならないとされている。
- (4) 消防法施行規則第31条の4第2項。認定表示は、消防庁長官ではなく、登録認定機関が付すことができる。

問2 答 (4)

解説 昭和39年の建築基準法の一部改正の施行により、容積地区の制度が創設されたことに伴い、予想される超高层建築物の出現に対処して、これ等の建築物における消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準を整備することを目的として、消防法施行令が改正され、地階を除く階数が11階以上の建築物における連結送水管の設置基準が強化された（消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について（昭和39年7月20日付け自消乙予発第9号）参照）。その後、規制緩和の要請や消防用設備等の技術の向上に鑑み、連結送水管等の消防用設備等について、性能に応じた設置方法の設定や基準の合理化等を行うことを目的として、平成11年に消防法施行令が改正され、非常用エレベーターが設置されており、放水用器具を容易に搬送できると消防長又は消防署長が認められる建築物については、地階を除く階数が11階以上の建築物であっても放水用器具を格納した箱は不要とされた（「消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（平成11年3月17日付け消防予第53号）参照）。

- (1) 消防法施行令第29条第2項第4号イ。
- (2) 消防法施行規則第31条第1項第6号イ。
- (3) 消防法施行規則第31条第1項第6号ロ及びハ。
- (4) 消防法施行規則第31条第1項第6号ニ。放水用器具を格納した箱には見やすい箇所に標識を設けることとされている。

〔防火査察〕

問1 答 (4)